

令和4年第2回

太子町議会定例会会議録

開会 令和4年6月2日

閉会 令和4年6月24日

太子町議会

令和4年 第2回太子町議会定例会会議録目次

第1日（6月2日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	4
諸般の報告（監査、町村議会議長会）	5
大阪広域水道企業団議会議員の選挙	6
報告第3号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	7
報告第4号 令和3年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の 件（町長提出議案）	8
議案第25号 高規格救急自動車購入契約締結の件（町長提出議案）	9
議案第26号 高度救命処置用資機材等購入契約締結の件（町長提出議案）	11
議案第27号 太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制 定の件（町長提出議案）	12
議案第28号 ふるさと太子応援基金条例中改正の件（町長提出議案）	12
議案第29号 太子町税条例等中改正の件（町長提出議案）	12
議案第30号 太子町手数料徴収条例中改正の件（町長提出議案）	12
議案第31号 太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件（町長提出 議案）	12
議案第32号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議 案）	15
諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長 提出議案）	15
散 会	17

第2日（6月22日）

開 議	21
一般質問	21

議案第33号	太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件（町長提出議案）	56
議案第34号	令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）	57
散 会		58

第3日（6月24日）

開 議		61
議案第27号	太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）	61
議案第28号	ふるさと太子応援基金条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	61
議案第29号	太子町税条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	61
議案第30号	太子町手数料徴収条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	61
議案第31号	太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件（福祉文教常任委員長報告）	61
議案第32号	令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常任委員長報告）	61
議案第33号	太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件（町長提出議案）	61
議案第34号	令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）（予算常任委員長報告）	61
閉会中の継続審査の申し出について		69
閉 会		70

【第 1 日】

令和4年 第2回太子町議会定例会会議録

令和4年6月2日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	木村厚江君
副町長	齋藤健吾君	地域整備課長	鳥取勝憲君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	小路展裕君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	武部勝浩君
秘書政策課長	西本武史君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
総務財政課長	辻本知也君	保険医療課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
自治防災課長	辻中一嘉君	学務指導担当課長	矢野敦則君
税務課長	田中信幸君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	植木友也
------	------	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、町村議会議長会）
- 日程第4 大阪広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第5 報告第3号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第6 報告第4号 令和3年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第25号 高規格救急自動車購入契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第26号 高度救命処置用資機材等購入契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第27号 太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第28号 ふるさと太子応援基金条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第11 議案第29号 太子町税条例等中改正の件（町長提出議案）
- 日程第12 議案第30号 太子町手数料徴収条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第31号 太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第32号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）

○議長（辻本 馨君） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会が招集されました。皆様にはお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、感染された方々の一日も早い快復をお祈りいたします。

また、今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応として理事者側の出席人数を必要最小限とし、議員、職員及び傍聴者においてはマスク着用を必須としていますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、地球温暖化防止のため、省エネルギー推進の一環として、本年もエコスタイルを導入いたします。先日開催されました議会運営委員会から10月末日までの本会議を含む全ての会議において、エコスタイルを実施いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、改めましておはようございます。本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和4年第2回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてですが、大阪府では大型連休後も感染者数が落ち着いていることや、病床使用率などの状況から、5月23日に新型コロナウイルス感染症の警戒信号を緑信号へと約4か月ぶりに引き下げられました。しかしながら、いまだ変異株の出現による再拡大の可能性もあり、新型コロナウイルスの脅威が過ぎ去ったわけではございません。また、発症や重症化予防の要であるワクチン接種について、本町の3回目の接種率は、5月30日時点で全対象者数の約70%となっておりますが、65歳以上では87%を超える一方で、64歳以下では約62%となっており、特に若い世代の接種率の低い傾向が続いていることが課題となっております。今後、重症化しやすい高齢者の方々はもとより、若い世代の方々にも積極的に接種していただけるよう、ワクチンについての正しい知識や、不安の解消につながる情報の提供を行うと共に、4回目の集団接種の実施に向け、引き続き富田林医師会と連携し、接種体制の確保に努め

てまいります。

また、ウクライナ情勢等による先行き不透明な状況が続く中、国は原油価格や物価の高騰等による国民生活や経済活動への影響に対して、4月26日に取りまとめられたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を速やかに実施することとしております。本町といたしましては、こうした国の動きにも迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、まず、報告案といたしまして、太子町税条例中改正の専決処分の件ほか1件、事件議決案といたしまして、高規格救急自動車購入契約締結の件ほか1件、条例案といたしまして、太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件ほか4件、予算案といたしまして、令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）の1件、諮問案件といたしまして、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の1件、以上合わせまして11件でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（辻本 馨君） 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和4年第2回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長（辻本 馨君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中村議員、8番、森田議員を指名いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、5月26日に開催された議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日6月2日から24日までの23日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの23日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は、提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思います。

ただし、日程第5、報告第3号、日程第6、報告第4号、日程第7、議案第25号、日程第8、議案第26号、日程第15号、諮問第1号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、7日に総務まちづくり常任委員会を、9日に福祉文教常任委員会を、14日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、15日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、16日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

22日に、一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは、6日の正午までとさせていただきます。

24日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定です。

次に、諸般の報告ですが、本日は監査の報告と町村議会議長会の報告の2件を予定しております。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布していますので、ご了承をお願いいたします。

次に、私のほうから、町村議会議長会の報告をします。

去る令和4年5月12日、南河内郡町村議会議長会総会が河南町で開催され、任期満了に伴う役員改選がありまして、会長に本町の私、辻本が、副会長に千早赤阪村の千福議長が、監事に河南町の浅岡議長が令和4年度の役員として決まりました。任期は1年

間です。

新たな事業計画として、今年度に3町村合同の研修会を実施することとなりました。

また、令和4年5月24日、大阪府町村議長会総会が開催され、役員の補欠選任があり、南部地区から副会長に忠岡町の和田議長が選任され、監事に南部地区から岬町の出口議長と、東部地区から千早赤阪村の千福議長が選任されました。

なお、任期は2年間ですので、前任者の残任期間となり、令和5年5月の役員改選の日までの期間でございます。

全国関係では、5月30日に全国町村議会議長会の議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、西田副議長と私が参加してまいりました。テーマは、町村議会のあるべき姿、議員報酬及び地方議会とハラスメントの3つで、約3時間半の講演を聞いてまいりました。

翌日の5月31日には、新潟市で都道府県会長会が開催され、私が出席してまいりました。議題は、令和3年度の事業報告及び収支決算についてで、全会一致で可決しました。

また、その翌日、昨日は新潟市内の視察研修に参加してまいりました。

報告は以上です。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（辻本 馨君） 日程第4、大阪広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いた

しました。

それでは、大阪広域水道企業団議会議員に、西田議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました西田議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西田議員が、大阪広域水道企業団議会議員に当選されました。本席より、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第5、報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、原則として本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決処分を行ったものがございます。

議案書の3枚目をお開き願います。

主な改正内容でございますが、固定資産税におきまして、下水道除害施設の課税標準の特例措置の見直し、及び特定都市河川浸水対策被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設を行うほか、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とする措置を行うものがございます。

そのほか、法改正に合わせての規定、文言の整理を行ったものがございます。

以上のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第3号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第3号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第6、報告第4号、令和3年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第4号、令和3年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご報告申し上げます。

今回、ご報告申し上げますのは、先の3月定例会における令和3年度太子町一般会計補正予算（第11号）及び（第13号）において、予算の繰越しについてご議決をいただいたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をさせていただくものでございます。

議案書の2枚目をお開き願います。

まず、2款総務費、3項戸籍住民登録費、事業名、戸籍住民登録事業、繰越額324万5千円は、転入転出ワンストップ化導入に係るシステム改修に要する経費でございます。

財源としましては、国庫支出金324万5千円の未収入特定財源でございます。

本事業につきましては、国の補正予算により財源措置されたものの、令和3年度に事業完了が困難なことから、繰越しを行ったものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、繰越額3千915万円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に要する経費でございます。

財源としましては、国庫支出金1千394万5千298円の未収入特定財源と、一般財源2千520万4千702円でございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が見込みどおり進捗されないことから、繰越しを行ったものでございます。

続きまして、9款教育費、2項磯長小学校費、事業名、磯長小学校新館トイレ改修事業、繰越額5千295万7千円は、トイレ改修に要する経費でございます。

財源としましては、国庫支出金1千718万9千円、地方債3千430万円の未収入特定財源と、一般財源146万8千円でございます。

本事業につきましては、国の補正予算により事業採択となったものの、当該年度中の事業完了が不可能なため、繰越しを行ったものでございます。

以上、ご報告と内容の説明とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これで、報告第4号、令和3年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

○議長（辻本 馨君） 日程第7、議案第25号、高規格救急自動車購入契約締結の件、

これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第25号、高規格救急自動車購入契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、高規格救急自動車を購入するため、大阪トヨペット株式会社法人営業部と、契約金額2千464万円で備品購入契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2枚目、参考資料をお開き願います。

内容は、高規格救急自動車1台の購入でございます。契約の方法につきましては指名競争入札で、4月7日に資料配布を行い、4月26日に入札を……。

〔「議長、タブレットが不調のため、暫時休憩を求めます」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） 暫時休憩といたします。

（午前 9時52分 休憩）

（午前 9時53分 再開）

○議長（辻本 馨君） それでは、再開いたします。

○政策総務部長（小角孝彦君） 失礼しました。

議案書の2枚目、参考資料をお開き願います。

内容は、高規格救急自動車1台の購入でございます。契約の方法につきましては指名競争入札で、4月7日に資料配布を行い、4月26日に入札を執行しております。

次頁の入札執行表をご覧ください。

10者による指名競争入札を行った結果、1者が応札し、2千240万円で大阪トヨペット株式会社法人営業部が落札者に決定いたしました。

仮契約日は5月2日、納期限は令和5年2月1日でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略するこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第25号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号、高規格救急自動車購入契約締結の件は、原案どおり可決されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第8、議案第26号、高度救命処置用資機材等購入契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第26号、高度救命処置用資機材等購入契約締結の件の、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、高度救命処置用資機材等を購入するため、日本船舶薬品株式会社大阪営業所と、契約金額1千885万700円で備品購入契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2枚目、参考資料をお開き願います。

内容は、高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材等一式の購入でございま

す。

契約の方法につきましては指名競争入札で、4月7日に資料配布を行い、4月26日に入札を執行しております。

次頁の入札執行表をご覧ください。

9者による指名競争入札を行った結果、1者が応札し、1千713万7千円で、日本船舶薬品株式会社大阪営業所が落札者に決定いたしました。

仮契約日は5月2日、納期限は令和5年2月1日でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号、高度救命処置用資機材等購入契約締結の件は、原案どおり可決されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第9、議案第27号から日程第13、議案第31号まで、これら5件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第27号、太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手

続法の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により、町の機関に係る申請、届出その他の手続きを行うことができるよう、必要な事項を定めるものでございます。

内容でございますが、他の条例等により書面等で行うことが規定されている手続き等について、オンラインによる手続き等を可能とする特例規定、電磁記録による縦覧及び作成、添付書面等の省略、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表などを定めるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和4年3月31日付で、内閣府より、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄付を行った法人に対する特例を活用した地域再生計画である太子町まち・ひと・しごと創生推進計画の認定を受けたことに伴い、町外に本社を置く企業が本町のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄付を行った場合に、企業版ふるさと納税として税額控除を受けることが可能となりました。本改正は、企業から収受した寄付金の適正な管理及び効果的運用を図るため、条例第3条に規定する事業区分に、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業を追加するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第29号、太子町税条例等中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、このうち施行期日が本年4月1日とされるものを除く一部改正につきまして、本条例に関連する一部改正を行うと共に、文言の整理を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、住宅ローン控除の期間延長、見直し措置、上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と個人住民税で一致させる規定の整備、並びに給与所得者の扶養親族申告書、公的年金の扶養控除申告書の記載事項を追加する措置について規定するものでございます。

そのほか、法改正に合わせての規定、文言の整理を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第30号、太子町手数料徴収条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申

し上げます。

本改正は、都市計画法施行規則の一部が改正され、本年4月1日に施行されたことに伴い、本町の太子町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が本年4月1日に施行されたことにより、都市計画法施行規則第60条に新たに第2項が追加されましたので、これに伴い、第60条を第60条第1項と改正するものでございます。

この制度による申請者への影響はございません。

なお、手数料徴収条例に係る事務につきましては、南河内広域6団体で共同処理しておりますので、関係市町村間で統一し、改正することとしております。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 議案第31号、太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

長年にわたり、住民の皆様にご利用いただきまいりました太子町立公民館につきましては、老朽化や耐震安全性に対する懸念が生じていたところでございますが、この度、安心安全でより快適に学習活動に取り組んでいただくために、新たな学習拠点として整備を進めてまいりました生涯学習センターが7月に開館することに伴い、太子町立公民館を閉館し、当該設置条例を廃止するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第27号、太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件、議案第28号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件、議案第29号、太子町税条例等中改正の件、議案第30号、太子町手数料徴収条例中改正の件の4件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。議案第31号、太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第14、議案第32号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第32号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

補正予算書の2枚目をお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ4千646万6千円を追加し、総額を56億9千332万円とするものでございます。本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のほか、役場前バス停の猛暑対策及び庁舎自動火災報知設備の改修などに要する経費の予算措置を行っております。一方、歳入につきましては、歳出増加に伴う財源措置としまして、国、府支出金及び諸収入で予算措置を行うと共に、財源調整として財政調整基金繰入金で増額しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第32号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）は、予算常任委員会に付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第15、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の佃井恵一氏及び刀根道夫氏が令和4年12月31日をもって任期満了

となるため、佃井恵一氏の後任として上田哲也氏を、また、再任として刀根道夫氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦させていただきたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、候補者の推薦につきましては、法務大臣に令和4年7月末までに行う必要があることから、本定例会に上程させていただきものでございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号を原案どおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件は、原案どおり適任とされました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでした。

(午前10時12分 散会)

【第 2 日】

令和4年 第2回太子町議会定例会会議録

令和4年6月22日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	木村厚江君
副町長	齋藤健吾君	地域整備課長	鳥取勝憲君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	小路展裕君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	川久保みのり君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君
税務課長	田中信幸君		

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	植木友也
------	------	----	------

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・民生委員の一斉改選の年度にあたり、なりて不足の深刻化について……………中村直幸君
- ・「太子の森」について…………… 斧田秀明君
- ・ふるさと納税について……………建石良明君
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について…辻本博之君
- ・一時預かり保育を……………西田いく子君
- ・加齢性難聴者の補聴器への補助制度を…………… 〃
- ・学校給食費無償化へスケジュールを示せ…………… 〃
- ・非核平和都市宣言を行っている自治体の長として平和への
思いを問う……………藤井千代美君
- ・特別障がい者手当について、対象者全員に周知を…………… 〃

日程第2 議案第33号 太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件（町長提出議案）

日程第3 議案第34号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(辻本 馨君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(辻本 馨君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、6名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

[7番 中村直幸君 登壇]

○7番(中村直幸君) 改めまして、おはようございます。自由民主党会派、中村直幸でございます。

通告に基づきまして、質問を行います。理事者各位におかれましては、明快なご答弁のほどをお願いいたしておきます。

民生委員の一斉改選の年度にあたり、なり手不足の深刻化について、そのほか関連として3点の問いをいたします。

一人暮らしの高齢者や自宅を訪問したり相談に応じたりする民生委員について、全国の主要自治体の5割が国が年齢要件としている75歳未満を上回る独自の基準を設けていることが読売新聞の調査で分かりました。

その背景には、なり手不足の深刻化があります。

民生委員は3年に1度全国一斉に改選が行われており、2019年12月の前回改選時と比べて独自の基準を定める自治体は1.5倍に増えました。民生委員は、厚生労働省が委嘱する非常勤の地方公務員、いわゆる特別職です。年齢要件について、国は自治

体への通知で75歳未満としながらも、状況に応じて弾力的な運用を認めています。

企業などを退職後に委嘱される人が多いが、定年延長や定年後も働く人が増えたことで人材確保が難しくなっておるみたいでございます。

全国的に民生委員の高齢化が進んでいます。こうした中、活動中、転倒や交通事故などのリスクが懸念されます。読売新聞は、今年12月の改選の前に4月から5月にかけて民生委員選任時の年齢要件を定めることができる都道府県、政令市、中核市の計129自治体にアンケート調査を行い、全ての自治体から回答を得ました。

年齢の引上げや上限撤廃、再任時に75歳以上を認めるなど、国の基準を上回る年齢要件を設けていたのは、青森、埼玉、山口、福岡県、仙台、名古屋、大阪市など、66自治体であります。このうち京都府、長野、広島、沖縄県、千葉、鹿児島市など22自治体は、前回改選時に独自の基準を設けています。また、3年前の改選時には75歳以上の民生委員がいたかを尋ねたところ、独自の年齢要件を定めていない自治体を含め、9割に当たる117自治体で選任されていたとの報道があり、全国的な問題だとは思いますが、高齢化が進む中、早い対策が必要ではないのでしょうか。

私も民生委員の推薦会に加わって、委員の募集を町内で回ったことがあります。大変な仕事であったと記憶しております。

そこで提案ですが、本町の職員が60歳で退職し、65歳まで再任用で勤められ、長い職員経験を生かし、民生委員で一番難しい守秘義務や相談者の個人情報保護法などの扱いが職員経験の中から見いだすことができるのではないのでしょうか。民生委員の定年までには10年もあります。本町のお考えをお尋ねします。

次に、民生委員の役割、活動内容の明確と見直しについてお尋ねをいたします。

先ほど読売新聞の記事で民生委員さんの役割について国の指針を述べましたが、太子町でも同じような冊子を作成し、12月に向けて準備をされていると思いますが、その内容は、民生委員は厚生労働大臣から委嘱し、府知事の指導監督と市町村長の指示により職務を行います。民生委員は全て児童委員を兼務しています。当地区においての次の仕事を行います。冊子の問1には、民生委員・児童委員、主任児童委員とはという問いでございますが、1番目として、住民の生活状態を必要に応じて適切に把握する。2番目として、保護者を要する人たちの適切な保護・指導をする。3番目、社会福祉施設と密接に連絡し、その機能を助ける。4番目、福祉関係の行政機関での業務に協力をする。5番目、必要に応じて生活を指導する。その他とあります。

そして、その他の1番目として、生活福祉資金の貸付業務というのがあります。これについては、民生委員が直接貸付けをするのではなく、施設の貸付けの確認作業をするということらしいです。2番目として、心配ごとの相談。また、3番目として、証明事務。これも同じように、民生委員さんが直接するのではなく、証明事項のできない方の証明事務をするということでございます。

また、問2には、民生委員の身分はどうなっているのか。その1番目として、「大阪府非常勤の特別職の地方公務員に該当し、一般職の公務員とは異なり、地方公務員法は適用されません」と。そして、2番目に報酬ですが、報酬は無報酬です。ただし、民生委員活動を行うための交通費などの費用弁償は経費として支給されます。以下、問3から6までいろいろ書かれておりますが、その問1から2まで、本町の民生委員さんの職務内容で達成感もしくは満足度は何%になっていますか。また、そのような調査は行われたことがありますか。それをお答えいただきたいと思います。

超高齢化社会を迎えた今、太子町は独自の民生委員の役割、活動内容の明確さと見直しをかけていく必要があると思っています。その点についてもお答えいただきたいです。

続いて、民生委員さんの情報を高齢者の終活に生かしたアドバイス、更にサポートできる活動の施策をという問いでございますが、近年、終活という言葉がよく聞かれるようになり、日常会話でも何ら抵抗なく使われています。かつてはタブー視された言葉ですが、終焉間近で身寄りのない方へ民生委員はどのようにお声かけをし、その先へのアプローチなどについてどのように声をかけておられるのでしょうか。

現在、数多くの空き家、田畑、山林など、相続されないままの物件が多く見られています。かつては個人財産として活用されてきましたが、今や屋敷は朽ち果て、田畑は放置され、山林はイノシシのすみかとなり、利活用されないものがあまりにも多く見受けられます。このような状態を民生委員さんだけで対処するという事は非常に困難です。また、これ以上民生委員さんの仕事を増やすのではなく、行政と地域が一体となり、行政財産を守り、太子町の喫緊の課題ではないでしょうか。

令和2年度の税収では、住民税は約7億1千万円、固定資産税が約5億1千万円を計上していますが、住民税は人口が減ると下がります。固定資産税は太子町の面積が減らない限り減りません。利活用すれば税は増えます。今後の経済危機は当分落ち着かないと思われれます。少ない税収は、行政財産をうまく活用することで大きな税収につながると思われれます。民生委員さんの情報を活用したアドバイスを更にサポート化し、個人情

報保護法を超えた終活に次の相続がスムーズに行えるシステム化が必要ではないかと考えております。

本件と関連質問の3点についてお答えをお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 民生委員のなり手不足についてのご質問に私のほうよりご答弁申し上げます。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員であり、民生委員法はもとより、老人福祉法や生活保護法などの様々な法律により社会福祉の増進のために住民の立場に立って生活や社会福祉全般に関する相談や支援に関する活動を行っていただいております。とりわけ、核家族化や少子高齢化が進み、地域のつながりが薄れる今日では、地域福祉の中心的な担い手として極めて重要な役割を果たしていただいております。

このように、地域福祉を下支えする重要な役割を担っていただいている民生委員のなり手不足に関して、定年を迎えた町職員の経験を生かすことに対する町の考えについてのご質問でございます。

現状、民生委員の活動に関しては、民生委員自身の高齢化による体力的な問題や民生委員の活動が社会福祉全般に関する相談や支援などであることから、妊娠中の心配事や子育て、介護の悩みに対する相談、高齢者や障がいのある方への支援等、非常に多岐にわたっていることなどから、活動による負担が大きいことなどにより、本町のみならず全国において民生委員のなり手不足が課題となっていることは事実でございます。

議員ご質問の定年職員の民生委員への委嘱などの町職員の経験の活用については、町職員の培ってきた行政における経験が民生委員の活動において活用できる部分もあるかとは思われますが、定年を迎えた職員のその後の過ごし方に対しましてまでは町としてお答えできる立場にはないと考えております。

民生委員の選任に関しては、委員の役割を考える上でより密接した関係性が築かれている町会・自治会等の地域において、退職後の職員も含めて、民生委員に適任と思われる住民の方をご推薦いただいた上で選任してまいりたいと考えております。

また、課題となっているなり手不足に関しましても、今後の民生委員の委嘱につきましては、現状の推薦手続きを継続しつつも、大阪府が示しております推薦要領において、担当地域に適任者がいない場合に限り、隣接している町会に居住する者を推薦すること

ができるなど示されており、各町会長及び社会福祉協議会などと連携しながら、なり手不足の解消に努めてまいります。

いずれにいたしましても、本年12月の一斉改選に向けて、委嘱される民生委員の皆様が今後もより一層活動しやすい環境づくりに引き続き尽力してまいりたいと考えております。

次に、民生委員の職務内容に関する達成感や満足感に関する調査についてのご質問ですが、本町において、これまでにご質問のようなアンケートや調査は行っておりませんが、厚生労働省の補助を受け、文京学院大学が令和2年度に民生委員に対して行った調査で民生委員になった理由を「地域社会に貢献できるから」と答えておられる方が32%、一方で、「断り切れなかったから」が44.9%と一番多く、担い手の確保が難しかった理由としては、業務の負担感や高齢化、活動時間の確保などが主な理由として挙げられる結果となっております。

本町といたしましては、民生委員制度は法律に基づく国の制度である以上、町独自での見直しは困難であるものの、今後民生委員のなり手確保の観点からも議員ご指摘の民生委員の役割や活動内容などについても見直しをしていく必要があるものと考えております。

最後に、民生委員による終活に関するアドバイスについてでございますが、民生委員の具体的な活動といたしまして、地域における住民の生活実態の把握や生活困窮者などの相談支援、要支援者の見守り・訪問、要保護児童の発見・通告など多岐にわたる地域福祉の活動を行っていただいております。その中でも、近年の高齢化に伴い、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯数の数も増加傾向にある中、議員ご質問の終活に関するアドバイス、またサポート体制につきましては、身辺整理などが行き届かない状態に陥っている高齢者世帯もございますが、現状において終活に特化した相談支援は行っておりません。また、相続に関することにつきましても、個人財産であることから、民生委員からのアドバイスなどは行っておりません。

しかしながら、一方では、適切に相続や管理がされず放置された空き家や空き地が増加しており、その放置された空き家や空き地が社会問題となっている現状があります。そのため、町としても空き家の利活用策として空家バンクの創設をはじめとして、飲食店舗開業補助金及び創業支援補助金などの事業について積極的にPRを行い、中古住宅の利活用と流通の促進に努めると共に、高齢者世帯に対しまして今後も引き続き訪問活

動を行い、適切な相談支援がなされるよう、相談内容に応じて、守秘義務を遵守しつつ、可能な範囲の情報提供を行い、役場関係課及び本町地域包括支援センター並びに社会福祉協議会などと連携しながら問題解決に努めると共に、これらの課題に対して町として取り組めることはないか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） いろいろな難しい問いに対してお答えをいただきまして、ありがとうございます。

また、繰り返すようですが、民生委員さんの持つておられる情報を行政サービスなどで共有し、また弁護士、行政書士などに日頃から相談できる体制をつくっていただくことが大事かなと思っております。

例えば、1つの例として、向少路の裏の寄付をされた4千坪の土地についても所有者不明の土地が含まれておるということだけであの全体が開発できないというような状況もありますので、本当に長い長いスパンだとは思いますが、住宅、田畑、山林などを循環させることにより波及効果また相乗効果が生まれ、太子町の活性化につながると思っております。どうか、私の問いに対して答えていただきましたが、難しい問題だとは思いますが、どうかよろしく願いいたします。

これにて私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、中村議員の質問を終わります。

次に、2番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1番 斧田秀明君 登壇〕

○1番（斧田秀明君） 議席番号1番、しなが会、斧田英明でございます。

通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回は、太子町立生涯学習センター「太子の森」についての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

7月1日から町立生涯学習センター「太子の森」の開設に当たり、コロナ禍による資材の流通の停滞など影響はなかったのでしょうか。期限どおりに開設準備することはかなり神経を使うが多かったと推察できます。

ところで、公民館利用者の皆様の「太子の森」への移行状況はどのようになっていますか。

すか。利用者の皆様が新しい予約システムに戸惑うなど、ないでしょうか。そのような状況について答弁を求めます。

また、3階、4階の各部屋の7月、8月分の予約状況はどのようになっているのでしょうか。

現在の予約段階で何か想定していなかったような課題とかは出ていないでしょうか。

新しい施設をオープンしていく場合にはいろいろと細かな課題も多いかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、まず、町立生涯学習センター「太子の森」の開設に当たって、施設の予約などの状況や、準備体制や利用者に対する対応などについての答弁を求めます。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 町立生涯学習センター「太子の森」についてのご質問にご答弁を申し上げます。

まず、公民館利用者の移行状況でございますが、これまで公民館を定期的に利用されていた登録クラブ45団体及びサークル17団体を対象に、去る4月20日、22日、26日に生涯学習センター利用者説明会を開催したところとなっております。

3日間通算で六十数団体、約90名の方にご参加をいただき、予約方法などの施設利用についての説明と施設見学を行う中で様々なご意見をいただくと共に、これまでの登録クラブ優先の予約方法から全ての住民の皆さんが公平となる予約方法への変更をお願いしたところでございます。また、説明会後においても、必要な団体に対し現地見学等の受入れを個別で行ってまいりました。これらの説明会等の実施により、申込みについての混乱はそれほどなく、比較的スムーズに移行できたものと考えてございます。

また、予約の状況でございますが、説明会等での意見を踏まえ、ヨガや体操等への対応として視聴覚室を土足厳禁に変更するなどの調整を行った結果、7月分利用予約においては重複することはございませんでしたが、新規団体の利用申込みの増加等により8月分の予約については数件の抽選を行う結果となっております。

このように、生涯学習センターの予約状況は、これまでの公民館利用者に加え、旧観光交流センター利用団体や新規団体からの利用申込みが増加しており、7月1日のセンター開館後の予約も増加傾向にあると見込んでございます。

加えて、来年3月末までの間は町内にお住まいの方から使用料を頂かないこととしているため、多くの方々に気軽にご利用していただけるというメリットがある半面、1団

体が複数かつ長時間の予約をすることなどにより予約抽選が増加し、これまで定期的に活動されていたクラブ、サークルの安定的かつ継続的な活動ができなくなることも予想されます。これらを勘案し、7月の開館以降は新たな利用者の皆さんにできるだけ空き時間を活用していただけるように各部屋の予約状況を確認できるデジタルサイネージを生涯学習センターに設置すると共に、今後の予約状況を引き続き注視しつつ、時間や回数予約制限の導入等についての検討も要するものと考えてございます。

いずれにいたしましても、この新しい施設の運営方法について今後も必要な改良を加え、子どもから高齢者まで、より多くの住民の皆さんに効果的かつ効率的にご利用していただける施設となるように、常に利用者の声を聞きながら運営を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（辻本 馨君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

現在の公民館利用者の皆さんに寄り添うような形で生涯学習センターの予約などに取り組んでいただいている職員の皆さんの様子がかえ、安心しました。

これまでの利用者が引き続き変わることなく活動され、かつ、今聞かせていただきました新たな利用者の方との調整が聖徳太子の和の精神で解決できればいいのですが、現実には厳しい対応になりそうですね。事務局の皆様のご奮闘を願います。

さて、生涯学習という言葉は日常私たちは使っていますが、改めてどういうふうなものか、少し文部科学省のホームページの抜粋をさせていただきました。

一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などの様々な場や機会において行う学習の意味ということで用いられています。また、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指し示すものとして生涯学習社会という言葉も用いられています。

また、教育基本法の第3条においては、生涯学習の理念としまして、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」というふうに規定されております。このことにつきましては、町立生涯学習センターの愛称が「太子の森」となり、すごく愛着が湧き、親しみやすく、何か無限の可能性を秘めているネーミングだと私は感じま

したが、今述べさせてもらいました国いわゆる文部科学省が言う生涯学習の理念とも当然つながっているものだと改めて感じました。そして、常々私が太子町の課題であると考え、それを解決できる糸口にしていただけたらというふうに考えております。

住民の皆様の中で、これまで太子町は寝るだけのところであったり、知り合いもないから関わりを持つことがないと思われている方々に何かしら太子町に関心や関わりが持てるきっかけづくりの場所になってほしいのです。この「太子の森」を通じて、太子町に住んでいるという実感の持てることへの気づきの場所になってほしいのです。

さて、町立公民館が役割を終え、続いて町立生涯学習センターが新たなまちづくりの拠点としてスタートするに当たり、その構想をどのように考えているのかについて質問をさせていただきます。

今から約45年ほど前、太子町は太子ヶ丘、磯長台等の住宅開発で人口が右上がり傾向というのがずっと続いていた時代があったんですけども、これらの転入してこられた方々の地域コミュニティの場として生活の中で気軽に人々が集うことができたのでした。また、自らの興味関心に基づいて社会の要請に応えるため、知識や技術を学ぶための場でもありました。そして、それは太子町において地域の様々な機関や団体の間にネットワークを形成してきたのが公民館であったと思います。本当に公民館の活動についてご苦労さまと言いたいと思います。

ただし、高齢化については、公民館利用者の皆様についても例外ではありません。例えば、年に1回の皆様の発表の場であった文化祭につきましても、新型コロナの影響でここ2年ほど実施はできておりませんが、会場説明や運営について、新たな場所で、新たなスタイルで開催されることを楽しみにしております。

このような太子町の歴史と共に活動されてこられた経過を未来につなげていけるように取り組んでいただきたいと考えております。

また、住民の皆様の意見集約をした生涯学習に関するアンケートの結果につきましても、3月に概要版が出ましたが、ぜひとも今後の事業を検討する際の基本としていただけたらと考えております。

それでは、この町立生涯学習センター「太子の森」が新たなまちづくりの拠点としてスタートするに当たり、公民館の代替施設としてだけではなく、複合施設としての内容について、またこの「太子の森」が住民の集える施設としてどのように運営していくのか、教育長の思いを聞かせてください。

○議長（辻本 馨君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 斧田議員もご承知のとおり、町立生涯学習センター「太子の森」は、これまでの公民館機能と観光交流センター機能に加え、拡充した図書館機能を兼ね備えた複合施設として整備をしてきたものでございます。

当然これまでの公民館事業を引き続き実施すると共に、観光交流センターで活動されていた皆さんの地域活動の拠点となるものです。加えて、開架図書6万冊、閉架図書3万冊、最大9万冊を収納できる図書館についても、授乳室や児童エリアを拡充し、子育て世帯をはじめ、誰もが訪れやすく親しめる施設として利用いただくこととしております。

この施設を文化、芸術、スポーツ、健康づくり、ボランティアなど様々な活動をされている方に加え、図書館利用者など多くの住民が気軽に集まり交流するコミュニティの場として、生涯学習センターの設置目的でもあります町民の生涯学習を中心とした活動を支援することにより、住民活動の推進を図り、地域のにぎわいを創出し、もって町民の文化及び生活の向上に寄与する拠点施設とすることを目的としております。

この目的を実現するために、今年度の1月から2月に実施をいたしました生涯学習に関するアンケート調査を詳細に分析し、その結果をベースに社会教育委員会議や文化連盟においても議論を行っていただくと共に、図書館の運営につきましては利用者の声を聞かせていただくための組織を早期に構築してまいります。

また、議員ご指摘のとおり、クラブ、サークルの高齢化やメンバーが減少している状況を踏まえ、今年度よりクラブ・サークル1日体験事業を実施、また、文化・スポーツ活動活性化補助金による助成事業など各団体の活性化につながる支援を行っております。

加えて、全ての活動団体のネットワーク化を図り、本町の新たな地域づくりの拠点、「太子の森」のにぎわいを創出したいと考えております。

このすばらしい施設を住民の皆さんと共に、つくり、育て、住民の皆さんが生涯を通じて主体的に学び続けることにより「和のまち“たいし”」の人間性を育む人づくりを更に加速させると共に、様々な分野で住民福祉にご協力をいただいている方々の絆を深め、「人づくりのまち太子」と「住民協働のまち太子」を町内外に発信し、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

なお、今年度はウィズコロナ、アフターコロナを見据えながら、できるだけ日常を取り戻すことに注力したいと考えており、6月30日の開館記念式典と一般自由見学会、

また秋には3年ぶりの文化祭を開催することを決定しております。「太子の森」の名にふさわしいたくさんの方の住民の皆さんが笑顔で集える施設運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。

この「太子の森」がいつも住民の皆さんが集い、笑顔であふれるというふうな様子を頭に描いております。そして、この「太子の森」は、生涯学習課、教育委員会だけの業務にとどまらず、役場全体につながっているところまで行政内部の連携の可能性を求めていただけたらというふうに考えております。

生涯学習の名前のおり、誕生し、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期と、そして死亡するまでの間、住民の一生に関わるような取組というのが生涯学習の中で行われています。そして、様々な住民の皆様の意見を聞ける場所でもあります。この無限の可能性に向けて取り組まれますことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（辻本 馨君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、3番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

[2番 建石良明君 登壇]

○2番（建石良明君） 大阪維新の会、建石良明です。

通告に基づき、質問いたします。

今回の質問は、ふるさと納税について、昨年度の取組内容と実績について、企業版ふるさと納税及び今後の取組方針についてであります。

ふるさと納税は、財源の確保はもとより町の魅力発信や産業振興など地方創生につながる大変重要な制度であり、本町としても戦力的かつ積極的な取組が求められております。

私は、令和3年第4回定例会の12月議会の一般質問において「ふるさと納税の受入れ件数や受入額は平成26年度以降右肩上がりが増加しており、令和2年度実績では大阪府内市町村の総額で受入額は約137億円にも上っています。一方、本町においては、令和2年度の受入額は約136万円にとどまり、府内43市町村で最下位の結果となっており、ふるさと納税に力を入れている姿が見えてこない」と苦言を呈し、ふるさと納

税の取組の強化を行い、町の魅力発信と魅力ある返礼品の充実などに努めていただくようお願いしたところです。

昨年12月時点では、取組を強化中で年度末に向けて寄付額の増加を見込んでいたとの答弁でありました。

そこで伺いますが、昨年度取組強化策として具体的にどのような取組を行われたのか。また、その成果としての寄付額はようになったのか、お聞きいたします。

また、こうした取組強化によって得られた財源は、人口減少、少子高齢化などにより町財政が今後更に厳しさを増していくことが予想される中では数少ない貴重な財源の1つになるものと考えますが、ふるさと納税で得られた財源は町の政策の実行面でどのような効果をもたらしているのか、具体的にどのような事業に活用されているのか、お聞きいたします。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） ふるさと納税制度は、従前より本町公式ホームページや民間のふるさと納税ポータルサイト等において全国的に寄付を呼びかけてきたところではございます。

令和3年度からは、より戦略的かつ積極的な取組を行ってまいりました。

まず、PR方法につきましては、これまで実施してきました事業者向け説明会やパンフレットの配布に加え、新規事業者の開拓のため、職員による事業者への訪問を積極的に行ってまいりました。また、町公式ホームページにおいては、好評いただいている返礼品の紹介、ワンストップ特例制度の開設、返礼品を提供していただける協力事業者の募集案内などの頁を追加するなど、内容を充実させてまいりました。

更に、民間のふるさと納税ポータルサイトの利用を1サイトから4サイトに増やし、より広く本町の魅力を全国に発信すると共に、スマホ決済など多様なオンライン決済に対応することで、より寄付を行っていただきやすい環境を整えてまいりました。

また、返礼品につきましては、令和2年度より12品目を追加し、ラインナップの充実を行うと共に、様々な所得層からの寄付を募るため、寄付金額を4千円から150万円まで幅広く設定いたしました。

このような取組の結果、令和3年度における寄付件数は令和2年度の41件から約14倍となる595件、寄付額につきましては135万8千円から80倍を超える1億1千183万9千円となり、寄付件数、寄付額共に過去最高であった平成30年度の23

1件、2千785万円を大幅に更新いたしました。とりわけ、寄付件数全体の約87%となる522件は大阪府外39の都道府県の皆様から寄付を頂いたものであり、このふるさと納税の取組を通じ、全国の方々に本町に興味を持ち応援していただけたことは、大きな成果であったと考えております。

このような成果を得たことで、町では三世代同居・近居支援事業や子育て世帯への支援として入学祝い品や出産祝い品などへの財源としても活用することができました。

今後も昨年以上に積極的な取組を進めると共に、観光や移住・定住促進など地方創生の分野においても良い波及効果を生み出せるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 昨年度、より戦略的かつ積極的な取組強化をしていただいた結果、令和2年度比で約80倍、金額にして約1億1千万円の大幅な増収があり、大きな成果が生まれているとのことでありました。私自身、質問のかがあったと感じ、関係者の尽力に改めて感謝いたします。

さて、今回、本定例会においては、新たに企業版ふるさと納税に関連した条例改正が提案されています。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が実施する地方創生の取組に対する企業の寄付について法人関係税を税額控除する制度であります。

国の資料によれば、企業版ふるさと納税は、令和2年度寄付実績は全国で2千249件、約110億円と、コロナ禍にあっても寄付件数、寄付額共に前年度比で大幅に増加しているとのことであり、今後も拡大が見込まれております。

このように、企業版ふるさと納税の活用が広がっている背景には、どのようなことが考えられるのでしょうか。つまり、ふるさと納税は企業にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。また、本町としては、企業ふるさと納税に期待する効果はどのようなことが考えられるのか、お聞きいたします。

その上で、本町としては町の魅力発信や地方創生、貴重な財源の確保につながるふるさと納税について、個人版、企業版いずれについても更に強化、充実していくべきだと考えますが、町としては、今後、具体的にどのような取組を行っていくのか、町の方針についてお聞きいたします。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁を申し上げます。

地方創生応援税制いわゆる企業版ふるさと納税制度は、市町村が作成し、国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に法人関係税から最大約9割の税額軽減を受けることができる制度であり、本町におきましては令和4年3月31日に国より地域再生計画の認定を受けたところでございます。

企業が企業版ふるさと納税制度を活用するメリットには、税軽減効果のほか、社会貢献を通じた企業のイメージアップ、地方公共団体との新たなパートナーシップの構築などが考えられます。また、本町のメリットといたしましては、地域再生計画に掲げる各種事業を実施する上での財源を確保し、出産や子育て施策の充実を図るなど、地方創生に向けたより効果的な事業の執行が可能となることが考えられます。

本町では、昨年7月に民間企業などとのワンストップ窓口である公民連携デスクを立ち上げ、以降、計13社の企業と包括連携協定や事業連携協定を締結し、様々な取組を協働実施してまいりました。企業版ふるさと納税制度の活用に向けては、こうした公民連携デスクを核とした企業等とのネットワークを最大限活用し、その強化を図ってまいります。その中で、SDGs達成やESGに配慮した経営の遂行、地域資源を生かした新たな事業展開など、住民、企業、行政にとって三方よしとなる公民連携による戦略的なプロジェクトを積極的に提案し、本町が取り組む地方創生に向けたまちづくりにつなげてまいります。

併せて、個人版のふるさと納税制度に関しても、ふるさと納税型クラウドファンディングによる特産品の創出や事業者支援など新たな取組を研究すると共に、昨年度以上に太子町に興味を持っていただき、太子町のため何かをしたい、思いを届けたいという全国からの皆様の応援や期待に応えられるよう、町の魅力発信に努めてまいります。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 本町のふるさと納税の取組の成果については、NHKや民放のニュースで報道されるなど高い評価を受けています。今後の取組方針として、個人版についてはふるさと納税型クラウドファンディングによる特産品の創出などを検討すると共に、企業版のふるさと納税についても公民連携デスクを核とした企業とのネットワークを活用していくとのことであります。貴重な財源の確保はもとより、町の魅力発信や地元産業の振興のために、引き続きふるさと納税の取組強化に向けたご尽力をお願いいた

しまして、私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、4番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔5番 辻本博之君 登壇〕

○5番（辻本博之君） 議席番号5番、公明党、辻本博之です。

通告により、一般質問させていただきます。理事者におかれましては、適切なお答弁をよろしくお願い申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。

また、ロシアのウクライナへの軍事侵攻が早期に停止し、世界に平和が戻りますようお願いしております。

さて、2019年末より続くコロナ禍により、全ての住民が何らかの影響を受け、社会経済課題が深刻なものとなっております。

内閣府では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と共に、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金が令和2年に創設されています。これは、コロナ対応のための取組である限り原則地方公共団体が自由に活用できるものであります。

他市町村では、これまでの国の交付金を活用しながら独自の緊急支援事業の一環で高齢者支援として一人暮らしの高齢者に対し看護師等による安否確認や健康相談を実施する一人暮らし高齢者安否確認、健康コールセンター事業や、外出自粛の影響を受けた高齢者に健康の維持増進のために健康グッズ支給事業、子育て支援として移動図書室の実施、生活支援として解雇や雇い止めや内定取消し等で就業機会を失った住民の雇用を実施したり、飲食店でテイクアウトやデリバリーを行っている事業者を行政公式ウェブサイトで紹介するなど多岐にわたり、各市町村の実情に合わせた独自の支援策を実施されております。

本町でもこの交付金を活用し、生活に困窮する住民のため、様々な支援事業を実施されておりますが、現在までの取組でこられた事業内容について具体的にお答えください。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

令和2年、新型コロナウイルス感染症が国内で発症以降、まずは国や大阪府が進める支援策を必要な方に活用いただけるようしっかりと案内することを念頭に置きながら、その上で、国や大阪府の制度設計を補完する形でセーフティネットとなる町独自策を実施してまいりました。

臨時交付金を活用した事業の一例を述べますと、生活支援の観点からは一般用水道基本料金の全額免除や公共施設使用料の助成、家庭用一般ごみシールの貼付不要化など、日々の生活に直結する支援を行ってまいりました。また、「全世帯に行き届く支援を」との思いから、新生児や新小中学校1年生に就学する子どものいるご家庭への給付事業、並びに臨時休校等により在宅学習を余儀なくされた高校生へのプリペイドカードの配布、大学生へは学業を応援する観点から3万円を給付するなど、町立学校園の給食費無償化にも取り組んでまいりました。また、高齢者等の生活支援としまして、インフルエンザ予防接種費用の自己負担分の無料化や、コロナ禍においても安心して過ごしていただけるよう相談窓口を設けるなどの対応に心がけてまいりました。

そのほか、役場庁舎、学校をはじめとする公共施設などでの感染防止対策の徹底はもちろんのこと、ウェブ会議など時勢に応じた設備の整備、また、新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅待機を余儀なくされた自宅療養者への支援パックの提供では、基礎自治体として住民の皆様へ寄り添う対応に努めてまいりました。

事業者支援につきましても、相談窓口を設けるなどして持続化給付金や雇用調整助成金など国の制度の案内と併せ、各種問合せにも応じると共に、売上額が減少していても国や大阪府の対象とならなかった事業者の皆様へ太子町版持続化給付金や事業者一時支援金などを支給することで事業活動への一助としていただくよう取組を進めてまいりました。

現在、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつあるものの、感染症の影響を大きく受けた業種や、そこで働く方々、また住民の皆様の生活や経済への影響は依然として続いている状況にあります。引き続き、町としまして住民の命と生活を守るという最優先の役割を果たしつつ、国及び大阪府の動向を注視しながら、本町にとって必要な施策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

さて、本年4月、政府対策本部にてコロナ禍における原油価格・物価高騰など総合緊急対策において、公明党の強い要請に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。これにより、地方自治体が実施する生活に困窮する方々の支援や学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記されています。

太子町においても、それらの支援を確実に実施していくために、5月26日、公明党として田中町長に重点要望を提出したところでございます。

具体的には、生活支援として学校給食費等の負担軽減、生活に困窮する方々への生活支援、子育て世帯への支援、水道料金をはじめ公共料金の負担軽減、産業支援として地域公共交通の経営支援、トラックなど地域物流の維持に向けた経営支援などがあります。

それら以外で、町の実情に合わせた支援策など本町での地方創生臨時交付金の活用法をお聞かせいただきたい。

○議長（辻本 馨君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてのご質問についてお答え申し上げます。

令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じてきめ細やかに実施できるよう拡充されており、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として創設されております。

具体的には、生活者支援の面から、ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生などに対する給付金支援、公共料金の負担軽減、学校給食費の負担軽減、地域経済の活性化と生活者支援などを目的としたプレミアム商品券の発行といった事業に活用できるとされており、事業者支援の面では、燃料費高騰の負担軽減や公共交通事業者の経営支援などが示されております。このうち、先ほどの答弁のとおり、水道料金の減免や町立学校園の給食費無償化、また学生など学業応援のための支援は、過年度からも取り組んでまいりました。

コロナ禍が3年目に入るなど長期化し、住民の皆様や事業者の皆様に深刻な影響が続

いている現状を鑑みますと、例えば、住民の皆様のご日常生活に不可欠な公共交通機関の運行維持確保に向けた支援策などは必要性の高い取組であると考えております。

今後は、生活支援と地域経済の活性化を推し進める事業や燃料費高騰の負担軽減につながるような生活者や事業者支援に向けた取組を中心に、何が求められるのかを十分に検討しながら、引き続き本町の地域性や実情を総合的に見極め、その計画を定めてまいりますとと考えております。

○議長（辻本 馨君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

本町におかれては、住民の皆様が物価高騰の不安に悩まされることなく、太子町の住民で良かったとのお声がいただけるような、町の地域性、実情をしっかりと見極めた施策を実施していただきますようお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（辻本 馨君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（辻本 馨君） それでは、再開いたします。

次に、5番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、「一時預かり保育を」について質問いたします。

町長直通便に、太子町は同居や近居が多いためかファミリー・サポートや一時預かりのシステムがない。近隣の自治体では一時預かりが整備されているが、原則としてその自治体の住民しか利用できない。利用できる施設を見つけても、その自治体の住民優先のため、2から6割ぐらいで滑り込めるかの現状で、近くに頼れる身内がいないと太子町で子育てするのはハードルが高いと感じている。ファミリー・サポートの創設や、ほかの自治体の施設に預けた際の補助制度などを考えてほしいとの声があり、町はそれに対し、「町には私立の保育園が2園ありますが、保護者が一時的に保育できない場合に利用できる一時預かりなどの利用については町としても必要性を理解しており、保育園

と協議しているところですが、運営上の様々な問題により実現に至っておらず、課題であると考えております。また、ファミリー・サポートの創設についても、提供会員の確保及び運営など実施には多くの課題があり、創設の実施に至っておりません。今後、一時預かりなどの保育利用についてそれぞれの保育所の状況を考慮しつつ、引き続き働きかけていくと共に、町に合った子育て支援策について検討を行ってまいります」、こう答えておられます。

この町長直通便を出した方から、直接私に電話がありまして、「大阪府内で唯一太子町だけ一時預かり保育がない」、こうおっしゃいました。ですので、ぜひ太子町で実施してほしい。切実な思いを聞かせていただきました。

改めて太子町の一時預かり保育を調べてみたら、ホームページでほかの自治体はすぐヒットするんですけども、一時保育に触れているのは幼児教育・保育の無償化の中の一文だけでした。ただ、第2期太子町子ども・子育て支援事業計画には「一時預かり事業（幼稚園型）、幼稚園及び認定こども園（1号認定）の在園児を対象として、教育標準時間の開始前や終了後及び夏休み等の長期休暇期間中に子どもを預かる事業を実施しています」と書かれてありましたので、一時預かり保育がないということにはならないかもしれませんが、対象は1号認定ですので、満3歳以上の小学校入学前の子どもで2号認定以外の子どもでしかなく、3歳未満の乳幼児や急な保育の依頼に応えるものではなく、電話をかけてきてくださったお母さんの願う一時預かり事業ではありません。

太子町にはないとおっしゃいましたので、お隣の河南町を調べてみました。

インターネットで検索いたしましたら、本当にこれだけ丁寧に書いてくれているんですけど、「子育て中には、誰かの手が必要な時もあります。「用事を済ませたい」「仕事が入った」「ちょっと休憩したい」、そんな困った時のサポートとして、ぽけっとルームの専任保育士が、お子さんを預かり保育をします。ぽけっとルームは、身近な子育て応援者として力になります！」との記事がすぐ見つかりました。

電話のお母さんが求めている一時預かり保育は、急な病気だけではなく、河南町にあるような、ちょっと休憩したいという思いにも対応できる一時預かり保育です。第2期太子町子ども・子育て支援事業計画では、「一般世帯及びひとり親世帯は増加傾向が見込まれており、核家族化の更なる進行とひとり親世帯の引き続きの増加が予想されます」と書かれています。

電話のお母さんは、誰にも子どもを預けることができず、救急車で運ばれてお医者さんに入院を迫られたにもかかわらず、1日入院しただけで自宅に戻らざるを得ませんでした。核家族化が進む中、声を上げていないだけで太子町内に困っている方はたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。府内の市町村の多くで実施されているこの一時預かり保育を太子町でも実施するよう求めます。

1つ目に、本当に太子町だけが一時保育を実施していないのでしょうか。お答えください。また、検討を行ってまいりますと答えておられますけれども、その後どのような検討が加えられ、実施に向けて今現在どこまで議論が進んでいるのでしょうか。お答えください。

また、府内の状況からも一日も早く実施に踏み切るべきだと思うのですが、一時預かり保育を実施しようと準備を始めているのか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 一時預かり保育につきまして、私のほうよりご答弁申し上げます。

一時預かり事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として市町村が地域の実情に応じて実施することとされています。その実施方法は、対象児童や対象場所などにより一般型、幼稚園型、余裕活用型、居宅訪問型の大きく4類型に分類されています。本町は幼稚園型を認定こども園と町立幼稚園で実施しています。

幼稚園型とは、主として幼稚園等に在籍する3歳児以上の幼児を対象として、教育時間の前後、または長期休業日等に当該幼稚園において園児を預かる制度となっています。

また、保育所や幼稚園に通っていない乳幼児を対象として、保護者の病気や出産、ご家族の看病などで家庭での保育が一時的に困難となる子どもを緊急的に預かる一時預かり事業については、府内では本町を除く全ての自治体が一般型または余裕活用型で実施されています。

一時預かり事業の設置基準については、居宅訪問型を除いて児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める保育所の基準を遵守する必要があり、乳幼児の年齢や人数に応じて、乳児室、ほふく室、保育室の面積等が定められています。また、職員の配置についても安全性の確保の観点から保育従事者の数は原則2名を下回ることができないこととなっています。この基準を踏まえますと、在園児以外を対象とした一時預かり事業

につきましては、既存の保育施設が保育所等本体施設と一体的に事業を実施することが効率的で安心、安全な保育を提供できると考えております。

そのため、本町におきましても、町内の保育所に対し事業実施の委託について働きかけてはいますが、場所や人員の確保、短期間の子どもの受入れが困難など、様々な運営上の問題があり、実施には至っておりません。

本年3月末に頂きました町長直通便でお答えしましたように、就労以外の理由で緊急的に保育が必要になったときや、育児による保護者の心理的、身体的負担の軽減を目的とした一時預かり事業の実施は、安心して子育てができる環境整備につながり、その必要性は理解しております。しかしながら、既存の施設への委託、直営共に課題が多く、問題解決には時間を要します。本町としましては、そのような形に捉われずに、どのような支援をどのような形で行うかを現在検討している状況です。

一方で、令和2年度の大阪府内の在園児以外を対象とした一時預かり事業の利用実績については、前年度に比べると減少しています。これは共働き家庭の増加、早期の職場復帰により3歳以下の保育園、保育所入所園児が増加しており、家庭保育の乳幼児が減っていることが要因の1つと考えられます。このため、事業の実施に当たっては、一時預かりに対する正確なニーズの把握の必要性も感じているところでございます。

保護者のニーズを把握した上で、引き続き他の先進自治体の事例の研究を行い、本町に合った利用しやすい子育て支援策の検討についてスピード感を持って進め、子育て環境の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（辻本 馨君） すいません。議長からです。

傍聴席の一番右、最前列右端の方、マスクを着用をお願いします。すいません。

西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

それでもね、課題が多いといえども、太子町だけ、もうほかにもね、大阪府内には同じような町があるんですけども、太子町だけできていないというのは本当に残念なことだと思います。時間を要すると言いながら、スピード感を持ってと、相反する言い方をしましたけれども、本当に太子町でも一時預かり保育を実施していただきたいと思えます。

だってね、太子町議会の3月定例会、田中町長が行った令和4年度施政方針演説では、

「こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり」について、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するとおっしゃっています。だんだん、人、減ってきているとか、もう、すぐ子ども産んで働くからとかおっしゃいましたけれども、やっぱり安心して子どもを産み育てる環境づくりは進めていていただきたいと思います。

先ほどのお母さんは、ご存じやからですけれども、双子ちゃんがいる、お父さんは本当にもう仕事、仕事で、出張も多くて、中々家にいらっしゃらないそうなんです。そんな中ですから、働きたくても働けないじゃないですか。だから、小学校に行くまでは自分も家にいて専業主婦で子育てを楽しみながら過ごしたいと思っていますけど、こんなことがあったときに預けるところがないようでは中々太子町に住むのは苦しいなということをおっしゃっておられましたので、片っぽで子育て支援やうちにもっと来てくれと言っているのであれば、環境づくりは進めていていただきたいと思います。

いろいろ課題があって、公立の保育園がないために私立の2園に頼る状況にあるというところも太子町独自の困難さかと思いますが、私立ですから、経営が安定すれば進めていただけると思うんです。そうであるならば、一時預かり保育を実施できるよう太子町独自に2園に対して保育士さんを加配することも考えられないでしょうか。お金はかかりますけれども、そうすることによって、保育園もふだん、来なかったらその保育士さんを利用して園児を十分見ることができんじゃないかなと思いますので、そういう活用の仕方もありだと聞いております。また、豊能町や田尻町、岬町のように、子育て支援センターが一時保育を担っている自治体もあります。

スピード感が必要だとおっしゃっていました。待たなしですから、緊急のやり方としては、この保護者の方もおっしゃっていたように、町長直通便にもありましたように、他自治体の一時預かり保育をお願いすることなども、一時的ですよ、太子町としてやってもらいたいので、一時的な方策として検討していただけたらなと思います。

何にしろ、一日も早い実施を求めて、この質問を終わらせていただきます。

では、続きまして2問目、「加齢性難聴者の補聴器への補助制度を」について質問いたします。

この問題は、以前2019年9月に「補聴器の相談窓口の設置と購入補助を」と一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、その後の動きについてお尋ねしたいと思います。

加齢性難聴は誰でも起こる可能性があります。一般的に50歳頃から始まり、65歳を超えると急に増加すると言われています。その頻度は60歳代前半では5から6人に1人、60歳後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告もあります。

聞こえにくいことを年のせいだからと放っておいてはいけません。加齢性難聴で考えられる影響として、外出先で周りの音が聞こえないために事故などに遭いやすかったり、災害を知らせる警報に気づかなかったりするなどの危険性があります。また、難聴が続くと認知症リスクが高まるという研究報告もあります。

この間、全国的には意見書を提出する自治体も増加しており、太子町議会も2021年6月定例会で加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的支援を求める意見書を全会一致で可決いたしました。国会でも、日本共産党のみならず政権与党、自民党、公明党の議員さんも加齢性難聴について取り上げています。

国会での高齢者難聴の論戦の対応などで熱心な方は自民党難聴議員連盟の事務局長、自見参議院議員です。また、公明党難聴児・者支援推進プロジェクトチームの事務局次長の国重衆議院議員も熱心で、2014年の質問では41デシベルから補聴器を推奨とのWHO方針を紹介しておられます。

日本共産党は、2019年3月に大門参議院議員が質問し、当時の麻生財務大臣が「難聴問題は重要なので、厚労省から要求があれば予算をつける」との重要な答弁を引き出しています。また、今年2月16日にも国重議員は、障がいに至らない難聴問題を取り上げるリーダーシップを取る部署を要求して、平成29年に課長クラスで省内連絡会議が設立されたが、効果が上がっていないことを指摘する質問を行っておられます。

日本共産党のみならず、自民党、公明党の議員さんも問題視して取り上げていますが、相変わらず国の動きが鈍い中、自治体が先行しています。高齢者の社会参加の重要性などや認知症予防との関係で、東京をはじめとする全国で補聴器補助制度をつくる自治体が広がっています。東京都は補聴器購入に対する2分の1の補助制度があり、もうすぐ23区全区で補聴器補助が実施されようとしています。近畿では、兵庫県や明石市などで高齢者難聴に対する補聴器などへの助成が実現いたしました。ここ大阪では、貝塚市で2022年1月1日から上限2万5千円で高齢者の補聴器購入助成制度が実現しています。このような全国的な動きを受けて、全国市長会、東京23区議長会が国へ補聴器補助の要望を出しています。

そこでお尋ねいたします。

太子町でどれぐらいの方が加齢性難聴で苦しんでおられるのでしょうか。補聴器を必要とする高齢者の人数は把握できているのでしょうか。

多くの自治体で取り組まれ出していることは知っているのでしょうか。太子町議会でも意見書を国に提出いたしました。太子町としても国に要望すると共に町独自の補助制度の創設を求めます。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 補聴器への補助制度について、私のほうよりご答弁申し上げます。

加齢以外に特別な原因がない加齢性難聴につきましては、耳の中にある音を感知したり増幅する細胞が年齢を重ねることによってダメージを受け劣化や減少することに加え、音が伝わる経路や脳レベルでの言葉の聞き取り能力の低下などにより、音自体は聞き取ることができていても何を話しているのか分からないという状況が起こる病気とされており

聴力が低下し始める時期や、その程度には個人差がありますが、誰にでも起こり得るもので、難聴の中では加齢性難聴が最も多いとされており、本町では18歳以上の聴覚障がい者の人数は令和4年3月末現在で35人、うち65歳以上の方は27人となっておりますが、実際に補聴器を必要とする高齢者の実態把握には至っておりません。

また、加齢以外に特別な原因がないことから、根本的な治療方法がない病気とも言われており、日常生活での聞こえづらさを補うためには補聴器の使用が有効な手段とされておりますが、その効果には個人差があるとされているところでございます。

本町では、高度または重度で聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けている方が補聴器を購入する場合は国の助成制度として障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があり、基準額の範囲内において原則1割負担により購入することが可能となっております。また、身体障害者手帳に該当しない方でも、補聴器相談医から日常生活上補聴器が必要である旨を証明する書類の交付を受けて購入した場合は、一般的な水準の範囲内で購入費用が医療費控除の対象となります。

現在、大阪府内におきましては、貝塚市が高齢者補聴器購入費用助成事業を実施しており、65歳以上の方で住民税非課税世帯並びに身体障害者手帳の交付を受けていない方などに対して購入費助成を行っておりますが、本町としての加齢性難聴者の補聴器購

入に対する独自の助成制度については、国の補装具費の支給制度の中で対応するなど制度化されることが望ましいと考えていることから、現時点では助成制度を創設する考えはございません。

しかしながら、今後とも加齢性難聴を含め高齢者の生活実態の把握に努めつつ、運動や音楽活動、知的活動などを生活習慣の改善や文化活動の実践が認知機能を良好に保ち、会話聴取の向上につながるとも言われていることから、加齢性難聴に関する啓発や介護予防を通じた取組を検討すると共に、他団体における実施状況について調査研究を行い、必要に応じて、大阪府を通じ、国に公的支援に関する要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

国が制度化するのが望ましい。本当にそうやと思います。国会でも、他党の議員も含めて共産党の議員も制度をつくるように言っていますが、中々進んでおりません。ですので、全国市長会とか東京23区議長会が国へ要望を上げているのであれば、私たちが所属している全国町村会、また町村議長会でも要望を上げてもらうように、太子町としても強く言っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

難聴の高齢者の就労や社会参加には、補聴器は必需品です。まずは高齢難聴者の実態、把握していないとおっしゃいましたので、把握すること、これが重要です。

では、この聞こえの問題、中々直接聞こえませんと言いに来られませんので、この実態をどうつかむのかということでは、参考としまして、練馬区は、3年前、高齢者福祉計画改定直前調査、3年に1度行われます介護保険制度の調査、ここで「聞こえの状態はどうか」「A補聴器を使っていますか」「Bなぜ補聴器を使わないのですか」を加え、調査を実施し、その結果、深刻な状況から認知症対策として物忘れ健診、軽認知症者の社会参加、補聴器購入制度を決め、補聴器補助をスタートさせたそうです。太子町でも今年暮れに行われる予定だと思っておりますけれども、高齢者福祉計画改定直前調査で、この聞こえの問題、この練馬区のように、こういった設問を入れて調査をお願いします。そしたらね、太子町でどれだけの人が必要としているのか、数として分かると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

なお、今年2月16日の、これもまた公明党の国重議員の質問ですけれども、これに

対して、厚労省として聞こえづらさを感じている国民の実態をしっかりと把握してまいりたいと明確に答弁しています。国に言われなくても、もっと身近な地方自治体が把握すべきではないでしょうか。そのためにも、難聴問題を考える会議、場を持っていただくことも要望いたします。

補聴器がなく、不自由な生活を送っている人や、補聴器をつけていても自分に合わない補聴器で苦勞されている方がいらっしゃいます。補聴器購入費用への補助のみならず、補聴器の調整費用の補助についても、できましたら町独自で実施するよう求めまして、この質問を終わらせていただきます。

では最後に、学校給食費無償化を求める質問を行います。

何度も行っておりますが、今回も質問させていただきます。

アベノミクスの失敗により給料は上がらず、年金は下がり、物価がどんどん上昇しています。コロナ感染症が依然収まらない中で、私たち国民の暮らしは本当に大変です。

物価の高騰が暮らしと営業に深刻な影響を与える下で、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の中には地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分1兆円の創設が組まれました。この使い道についてですけれども、給付事業には使えないかのような話をする方がいらっしゃいましたが、先ほど副町長の答弁でも給付事業の例が示されていることから使えるということが明らかだと思います。ですので、内閣府によりますと、これまでの地方単独事業分と大きな違いはないとおっしゃっております。ただし、役所などの備品整備などは住民向けではないため、制度の趣旨から外れるとして、この使い方については、くぎを刺しておられます。

いち早く文科省は学校給食費の負担軽減のために給食費値上げ抑制に臨時交付金の活用を自治体に要請いたしました。学校給食等の負担軽減等として4月28日付で文部科学省初等中等教育局長から、地域の実情に応じ、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行う。中をちょっと省いて、こととされております。学校給食を実施する学校設置者におかれては、これらのことを踏まえ、関係部局等と緊密に連携し、地方創生臨時交付金の拡充により創設されるコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めていただくようお願いします。こういった文部科学省通知です。教育委員会は、この通

知をご存じでしょうか。

太子町では、今年度1学期限りの幼稚園、小学校、中学校の学校給食費を無償にしました。近くの松原市では、新型コロナウイルス感染症対策として市立小中学校に在籍する児童生徒の令和4年度1年間、1年間の学校給食費を令和3年度に引き続き令和3年度も1年間無償にされたようです。無償にします。これは「新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世帯への家計への経済的負担の軽減を図るため実施するものです」と、2年連続無償にしました。また、前回の一般質問でも言いましたけれども、河南町も今年度はコロナの交付金を活用して給食費を無償にしますが、次年度からは、もしそれがなくても町単独でも無償化を進める方向です。太子町でも、「保護者の負担軽減を図るため、下記の期間給食費を無償とします」との理由で、現在1学期間無償化を実施しているとホームページも書いておりました。なら、なぜ原油価格・物価高騰等総合緊急対策としての臨時交付金を活用して給食費無償化を継続しようとしなかったのでしょうか。物価高騰で食材費、光熱費も上がっています。当初以上の経費がかかっているかと思いますが、給食センターに対して補助は今出ているのでしょうか。給食のメニューを見ると、豚肉が目につき、牛肉があまり利用されていないように見受けられますけれども、給食の質を落としているようなことはないのでしょうか。また、物価高騰に対抗して努力をしているのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） これまでも度々答弁をさせていただいておりますとおり、学校給食費の無償化には多額の財源を必要とするため、限られた財源を適切に配分し、持続可能な財政運営を行うことが重要であると考えております。

世界的規模の気候変動や燃料費をはじめとした原材料価格の高騰など、学校給食を取り巻く状況を踏まえ、様々な角度から積算を行い、無償化に向けた検討を進めているところでございます。

また、コロナ臨時交付金の活用につきましても、コロナ対策の優先度、必要性を勘案し、これまで令和2年度及び令和3年度において一定期間の学校給食費の無償化を実施してまいりました。今年度におきましては、1学期の期間の学校給食費を無償化してございますが、令和4年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の活用につきましても、文部科学省通知に

つきましては十分承知をしております、現在庁内においてその取扱いについて協議を行っているところでございます。

このような状況の中、本町の学校給食の質を落とさずに、いかにしておいしい給食の提供を維持するか、給食センターの現場では新しい献立の研究や、価格が高騰化している市販のデザートを見直し、事前に何度も改善を重ねた手作りデザートを提供するなどの工夫を行っております。

今後もコロナウイルス感染症の状況や原材料価格の動向など先行きが不透明な情勢が続くことが予想されますが、それらを踏まえて、給食の無償化の実施に向けた検討を行っているところであり、今後具体的な内容等についてお示ししてまいりたいと考えてございます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 今、4月28日に出された文書、ご存じやおっしゃっておられました。今、もう6月の22日です。なぜ臨時交付金がありながら6月議会に補正を出して給食費の無償化を進めなかったのか、本当にちょっと疑問です。

他自治体が、給食費の無償化だけではありませんけれども、今回の臨時交付金、コロナの中で、それでまた物価高騰の中で、住民さんが、国民が大変やからということのでついた交付金です。待ったなしで使うべきのお金やと思うんですけども、太子町は今回の補正にも、明日の補正にも上がらない形になっております。

松原市は、「コロナに負けるな！」ということで「在宅の熱中症を防ぐためエアコンを使おう！」と65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、ここには所得制限はありません。世帯に対し、1万円を給付するそうです。羽曳野市は、太子町に比べて学校はたくさんあると思うんですけども、学校体育館にエアコンを設置するそうです。今回のお金だけで全部つきませんので、羽曳野市では、次年度以降、コロナ交付金がなくても市単独で実施するとのこと。ネットで引いていますと、熊取町では、コロナ禍における物価高騰等による影響を受けている住民を支援すると共に世代間の公平性の確保と地域経済の活性化の観点からということで、住民1人当たり5千円の地域振興券事業を実施し、今後についても、食材価格高騰による小中学校の給食費等の値上げを抑制する取組などの独自支援策も検討、実施するそうです。みんな入ってくるお金がもう目の前に、太子町でも6千万円ぐらいでしたっけ。見えている中で、もう今、この6月議会で上がっているのですが、太子町で、ああ、6月議会に議案として提出されていないんですから、

次は9月議会ということになるのでしょうか。他の自治体が続々と支援策を今議会に提出している中、本当に太子町は、いつも思うんですけれども、遅過ぎます。9月議会ですかねという話も聞きましたけれども、臨時会を開いてでも文科省が心配して給食費に充ててくれとまで通達を出しているんですから、6千万円ぐらいとのこと。太子町でも給食費の無償化に活用することに強く要望いたします。

給食は食育です。教育の一環です。徳育・知育・体育と同じように、義務教育は無償ですから、本来食育である給食費も無償が当たり前だと思うんです。

一方で、日本政府はGDP費2%の防衛費を目指すと言い、2%といえば1兆円です。アメリカに言われて、財源の裏づけもなく1兆円へと増額すると約束をするくらいならば、全国で給食費を完全無償化する額なんかたった4千400億円です。今すぐにでも、国は子どもたちのためにも無償化にすべきです。

本当に、国がやってくれれば、太子町として検討だ、検討だと言わなくても済むことですので、太子町として国に強く給食費の無償化を迫っていただきたいと思います。

しかし、国が無償化に踏み切らなくても、コロナの交付金や原油価格・物価高騰等総合緊急対策としての臨時交付金があろうとなかろうと、町長公約は給食費の無償化を目指す、こう約束しておられます。ぜひ無償化へのスケジュールを示してください。

また、給食費無償化と共に、安全、安心の給食を提供することが大切です。今、物価高騰の中で、いろいろ努力されているとおっしゃっていただきましたけれども、本当に安全、安心の給食を提供するために、本当に日々努力されていると思います。

町長は所信表明で、農業問題とも絡めまして、「農業につきましては、現在、遊休農地が増加傾向にありますので、貸したい人、借りたい人の仲介を積極的に進めると共に、それらを活用した学校給食の地産地消にも取り組んでまいります」とおっしゃってられます。太子町の農業振興も込めて、地産地消を進めていただきたいですし、農林水産省も推奨する有機食材を使った給食も求められています。有償か無償かだけではなく、食育だという認識の下で、安全、安心の給食が絶えず求められています。今一度、給食費無償化に向けて、給食費のことだけでなく、現時点での検討の経過はどうなっているのでしょうか。本当にスケジュールをお尋ねしているわけなんです、この間ずっと。公約ですので、4年の任期中には答えを出す方向で進んでいるのか、再答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 学校給食は、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達のため栄養バランスが整った食事の提供を通じて健康増進や体力向上を図ると共に、季節に応じた食文化についても理解を深めることを目指しており、学校における教育活動として行うものであると考えてございます。

一方、給食費の無償化につきましては、将来にわたり持続可能な町の財政運営を行っていくためには限られた財源をいかに適切に配分していくか、様々な視点から実施に向けた検討が必要と考えてございます。

町長公約の実現に向けまして、今後具体的な内容等について、しかるべき時期にお示しをしてみたいと考えてございます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 先ほどの交付金を中々使わないということであったり、では、いつまでにするんでしょうかとお尋ねしても、しかるべき時期という、それはいつなんだというような形で、中々はっきりしない答弁が続くなど思っておりますけれども、少なくとも多額の財源を必要とするということは今までも分かっていた中で公約として掲げられたわけです。だから、そんな中で無償化をどうやってやっていくのかというのを、もう少しね、詰めてなあかんし、4年の任期の間にやりますという答えが出ないのはすごく残念なことだと思います。

改めて、私たちが選挙しました町会議員選挙での各候補の公約を見返しましたら、町長の町長選の公約は無償化でしたけれども、建石議員の公約にも給食費無償化の推進と書かれておりました。私たち日本共産党だけが給食費を無償化にしろと公約に掲げているではありませんから、心強い話やと思います。

何より子育て支援、子どもたちのためにも、安全、安心、おいしい太子町の給食の無償化を一日も早く実施することを求めまして、私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、西田議員の質問を終わります。

次に、6番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○4番（藤井千代美君） 通告に基づきまして、1問目、非核平和都市宣言を行っている自治体の長としての平和への思いをお尋ねします。

ロシア軍がウクライナに侵略を開始してから3か月以上たっています。

激しい戦闘が続く下、多くの犠牲者が生まれています。

今、引き起こされている世界の平和秩序の危機、人道的危機は極めて深刻です。ウクライナの多くの市民、子どもたちが命を落とす痛ましい事態を目にし、多くの方々がいても立ってもいられない悲しみと憤りを募らせています。

今、世界は、国連憲章に基づき、ロシアの侵略を法の支配で平和秩序を取り戻さなければなりません。対話での解決が望まれる中、日本では戦争の脅威をあおり、憲法で平和は守れないと憲法を変えようとする動きが強まっており、戦争か平和か、日本の進路が問われる状況になっています。

武力には武力では、平和は守れません。日本は憲法9条を生かした外交努力で戦争を起こさないことです。憲法9条は戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認が書かれています。

2005年、坂口議員は非核平和都市宣言の町にふさわしい取組についてお尋ねしています。平和の教育の大切さ、学校教育の取組などについて町として戦争展に取り組むよう求めました。2015年、西田議員は安全保障関連法案に対する考えを問いました。日本共産党は、その都度太子町の平和に対する態度を問いかけてきました。

太子町は、2022年3月4日、町長と議長名でロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し抗議文を送りました。

また、今年の平和行進では、世界各国の人々が平和に暮らせることは人類共通の願いであります。第2次世界大戦中、原爆投下によって大きな被害を受けた我が国は、世界平和を願い、唯一の被爆国として核兵器の根絶に努めていかなければなりません。

本町では、1985年12月の議会で非核平和都市宣言を決議しております。しかし、いまだに世界の各地から戦火が途絶えることはありません。改めて平和の尊さを国民の全てが認識することが大切ですとのメッセージを送っています。

プーチン大統領が核兵器の使用を示唆する発言をし、国政で非核三原則を昭和の価値観だと言い、核共有について政治家が発信する中で、戦後77回目の終戦記念日を迎えようとしています。

そこで、町長にお尋ねします。

太子町として、平和への思いについてお聞かせください。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） 自治体の長として、平和への思いについてご答弁を申し上げます。

本町では、昭和56年6月に世界連邦平和都市宣言を、昭和60年12月に非核平和

都市宣言を、また平成23年1月には平和首長会議に加盟し、先般の3月4日にはロシアの軍事侵攻に対し抗議文を送付いたしました。

このロシアによる軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、武力行為を禁ずる国際法、国際連合憲章に反する行為であり、断じて許すことはできません。一刻も早く対話による平和的解決を強く求めると共に、核兵器が使用されることは決してあってはならないと考えております。

この間、子どもをはじめ罪のない多くの人、そこには一般のロシア兵も含まれますが、かけがえのない命を奪われています。報道によりその惨状が映し出される度に胸が締めつけられる思いであり、改めて戦争の悲惨さと平和の大切さを痛感しております。

世界各国の人々が平和に暮らせることは人類共通の願いではありますが、過去の歴史を振り返ると、独裁者によって引き起こされる戦争で多くの血が流されてきました。いつ、どこにいても、あらゆる情報を手に入れることができ、自分の意志で自由に意見を言える社会であることが独裁者を生まないために大切であると考えております。

我が国においても、先の大戦で多くの貴い命が失われましたが、平和を願う国民の英知とたゆみない努力によって荒廃の中から立ち上がり、多くの困難を乗り越え、発展を遂げてまいりました。

しかし、今回の軍事侵攻により、今日私たちが享受している平和と豊かさが当然のものではなく、改めて不断の備えと努力が必要であることも認識させられました。

戦争の悲惨さと平和の尊さを深く心に刻み、次世代に継承しながら、全ての人々が安全で安心して暮らせる社会を実現することを目指して町政を推進していきたいと考えております。

○議長（辻本 馨君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） どうもありがとうございます。

日本の国は、広島、長崎と原爆が投下され、広島市で16万6千人、長崎で7万人以上の貴い命が奪われました。これが戦争です。

平和憲法の下、この核に対する三原則の下、日本の安全はどうしたらいいのか。非核三原則とは、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずという3つの原則から成っています。核兵器の開発や使用を禁止した核兵器禁止条約の締結国際会議が2022年6月21日からオーストリアの首都ウィーンで今開催されています。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻によって核への脅威が高まる中、3日間の会議を通じて核軍縮に向けた

国際的な機運を高めることができるかどうかが焦点です。

核兵器禁止条約は、2017年に国連で採択された核兵器の開発、製造、補充、使用を禁じる初めての国際条約です。今年の6月19日の時点で65の国と地域が批准し、締約国になっていますが、アメリカ、ロシア、中国、NATO、日本などは参加していません。30か国のオブザーバーが参加していますが、日本は被爆国であるにもかかわらずオブザーバーとしても出席していません。

締約国会議に先立ち、核兵器の人的影響に関する会議に参加した長崎で被爆した木戸さんは、「核兵器禁止条約は被爆者の願いそのものです。締約国会議の成功を心から願っています」と訴えていました。地域の全ての国を包括した平和の枠組みをつくる憲法9条を生かした平和外交をつくることです。日本共産党は、力対力で分断と対立をつくっていく思考をきっぱり拒否するものと述べています。

戦争か平和か、日本の進路が問われる状況になっている今、平和について知ること、学ぶことが大切です。

私の母は、堺大空襲に遭い、今も覚えています。青春時代はなかったとよく言っていました。たくさんの死んだ人たちを見たそうです。私の娘たちも太子中学校の修学旅行で長崎に行き、平和資料館で平和について学びました。私自身も、堺で教師をしていたとき、夏休みに登校日をつくり、平和について、手作りの紙芝居やビデオなど見ていると、子どもたちは真剣な表情でした。各学年に応じた取組をしたことを今でも覚えています。

近隣では、藤井寺市でも富田林市などでも自治体主催で戦争展を開いています。

藤井寺市の戦争展の取組は、2021年図書館で平和を考える集いをしました。富田林市は、2020年8月11日、平和を考える戦争展を行いました。問合せは人権・市民協働課です。柏原市は、2021年8月21日から23日までリビエールホールで平和展を開きました。今回は沖縄戦が中心の取組でした。問合せは人権推進課です。このように、様々な取組が各自治体で行われています。未来ある子どもたちが希望が持てる世の中にしていくのが私たちの役目です。平和の大切さを発信する取組をお願いして、この質問を終わります。

続きまして、特別障害者手当の支給について、対象者全員に周知をお願いします。

同手当は、精神や身体に著しく重い障がいがあり、常時特別な介護が必要な人に月2万7千350円を3か月ずつ支給する国の制度です。

2020年12月2日、日本共産党宮本衆議院議員が要介護4、5の高齢者も該当するケースもあるとして、周知不足で自治体によっては受給できない例もある。自治体の障害者福祉や介護保険の窓口、ケアマネジャーを通じて周知徹底するべきだと求めています。

当時の田村厚労相は、周知は重要とした上で、「障害者手帳がないともらえないと勘違いをしている人も多い。実際は国が示す障害程度認定基準に従い医師の診断書で判断する」として、「これから周知する」と答えていました。

広報たいし2021年8月号で特別障害者手当について紹介されていますし、太子町のホームページでは、更新日は2013年3月6日で、「特別障害者手当の支給 日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の障害者等に支給されます」と紹介されています。

ところが、今なお知られていないことから利用していない方がいらっしゃいます。

そこでお尋ねします。

太子町では、これまでどのような方が対象で、どれぐらいの住民がこの制度を知り、活用されましたか。特別障害者手当の町民への周知については、障害者手帳がなくても要介護4、5でも、施設に入所していても受給できる可能性があるということはお存じでしょうか。介護保険の要介護4、5の方は太子町に何人いらっしゃいますか。そのうち何人が特別障害者手当を受給しているのでしょうか。自宅介護の方で受給者はいらっしゃるのでしょうか。国の制度でありながら、まだまだ知られていません。周知徹底をお願いしたいと思うのですが、周知徹底のためにどのような方法をお考えでしょうか。

答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 特別障害者手当のご質問につきまして、私のほうよりご答弁申し上げます。

特別障害者手当の対象者は、精神または身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の二十歳以上で所得制限及び障がい程度認定基準を満たす方であり、概ね身体障害者手帳1級、2級、療育手帳のA程度の障がい重複する方、あるいは極めて重度な精神障がい、内部疾患、難病の方となっております。

また、障がい程度の認定につきましては、原則認定診断書により行われることとなっ

ております。

実施機関につきましては福祉事務所となっておりますが、本町は福祉事務所を設置していないため、富田林子ども家庭センターが実施機関となり、窓口での申請受付業務は役場福祉介護課で行っております。

次に、受給者数につきましては16名で、うち身体障害者手帳を持っている方は6名、療育手帳を持っている方が4名、身体障害者手帳と療育手帳の両方を持っている方は6名となっております。

また、要介護4、5の認定を受けている方の支給状況でございますが、本町の要介護4の方は99名で、そのうち在宅で生活している方は52名、うち1名が特別障害者手当を受給されており、要介護5の方は64名で、そのうち在宅の方は31名、うち3名が特別障害者手当を受給されているところでございます。

今後も引き続き各相談支援機関との連携を密にし、困難を抱えている方々に必要な支援が適切に届く体制を引き続き整えると共に、広報紙の掲載はもとより、ホームページの充実、介護認定時に際し制度の案内を同封するなど、更なる制度周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。

特別障害者手当について、ほかの自治体の取組を少し紹介させていただきます。

岡山市は、2021年3月に共産党の議員が議会で取り上げ、障害者手帳がなくても受け取れる場合があることを周知するよう市に求めました。その後、すぐ市のホームページに「特別障害者手当について」という文書を載せました。そこには、診断書の内容により審査を行うため、「障害者手帳を持たれていない要介護4、5の方などでも対象になることがあります」と述べています。また、自宅にいらっしゃる方だけでなくグループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入居されている方も対象になることも明記されています。

次に、京丹後市では、同日の市議会で、また日本共産党の質問に対して市保健福祉部長は要介護認定者約2千900人について認定調査票及び主治医意見書を確認の上、障害者控除対象者と把握して交付することにした。第1次分として約1千100人に発送し、所得申告までに順次交付すると答えました。「障害者控除は、65歳以上の高齢者

で身体知的障がい者に準ずるとして市町村長が認定すれば所得税で27万円、住民税で26万円の控除を受けられます」と述べています。

太子町は、2013年3月6日に「日常生活で常時特別な介護を必要とする介護の障がい者などに支給されます」と述べています。京丹後市のような取組などを参考にしながら、周知徹底をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） 日程第2、議案第33号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第33号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、大阪府後期高齢者医療広域連合条例の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

改正の内容でございますが、後期高齢者医療保険料の軽減特例措置が令和2年度をもって終了され、広域連合条例中の条文が削除されたことに伴い、引用しておりました本町条例第2条第1項第8号の文言整理を行うものでございます。

それでは、議案書の3頁目の新旧対照表をお願いいたします。

改正条例の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を規定している広域連合条例附則第5条が第3条に変更されたことにより、本町条例に生じた条ずれを整理するため、第2条第1項第8号中第5条を第3条に改めるものでございます。

議案書を1頁戻っていただき、附則でございます。

この条例は、交付の日から施行するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第33号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件は、最終本会議にてご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第3、議案第34号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第34号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

補正予算書の2枚目をお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ4千789万9千円を追加し、総額を57億4千121万9千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、マイナンバーカードの取得促進事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費、及び新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する経費の予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置としまして、国庫支出金で予算措置を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第34号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程は、これで終了いたしました。

なお、最終本会議は24日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでした。

（午前11時57分 散会）

【第 3 日】

令和4年 第2回太子町議会定例会会議録

令和4年6月24日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	木村厚江君
副町長	齋藤健吾君	地域整備課長	鳥取勝憲君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	小路展裕君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	川久保みのり君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
自治防災課長	辻中一嘉君	学務指導担当課長	矢野敦則君
税務課長	田中信幸君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第27号 太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第28号 ふるさと太子応援基金条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第29号 太子町税条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 議案第30号 太子町手数料徴収条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第31号 太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第6 議案第32号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常任委員長報告）
- 日程第7 議案第33号 太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第34号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）（予算常任委員長報告）
- 日程第9 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(辻本 馨君) 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会の最終日を迎えたわけですが、各委員会におかれましては精力的にご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長(辻本 馨君) 日程第1、議案第27号から日程第8、議案第34号までの以上8件を一括議題といたします。

議案第33号を除く各議案は、去る2日と22日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

山田議員。

[総務まちづくり常任委員長 山田 強君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(山田 強君) 総務まちづくり常任委員会に付託された議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第27号、太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件は、審議において、行政手続きをオンライン化するメリットを問う質疑があり、主な内容として、保育施設の利用申込みや要介護認定の申請など、子育て、介護関係に係る手続きがオンライン上で可能になるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第28号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件は、審議において、寄付者への返礼品に関する質疑があり、個人版とは異なり、企業版ふるさと納税には返礼品はないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第29号、太子町税条例等中改正の件は、審議の結果、住宅ローン控除の詳細を問う質疑があり、所得税に係る住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象としたほか、控除率を1%から0.7%に引き下げ、その代替措置と

して、控除期間が10年から13年に再延長された。また、所得税額から控除し切れなかった額を個人住民税から控除する措置について、控除限度額を課税総所得金額の7%から5%に見直したとのことでした。

全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第30号、太子町手数料徴収条例中改正の件は、審議において、畜舎特例法の対象となる施設の有無を問う質疑があり、手数料徴収の対象は市街化区域内の畜舎であるため、今後の計画も含めて、ないと考えているとのことでした。

審議の結果、異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔福祉文教常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（中村直幸君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第31号、太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件は、審議において、公民館の除去スケジュールを問う質疑があり、借入れしている起債の条件により、新施設の供用開始から5年以内に除去しなければならず、また、使用していない建物も一定のランニングコストが発生することから、令和5年度に撤去工事を予定しているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

森田議員。

〔予算常任委員長 森田忠彦君 登壇〕

○予算常任委員長（森田忠彦君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第32号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）については、審議において、総合福祉センタートイレ改修工事請負費の詳細を問う質疑があり、1階、2階トイレの大・小便器及び洗面台を、新型コロナウイルス感染症対策として非接触型に順次改修し、併せて床面のバリアフリー化を行うものであり、また、全てのトイレについて洋式化を予定しているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第34号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）については、審議において、マイナンバーカード取得促進業務委託の内容に関する質疑があり、令和4年8月上旬から令和5年2月末までの期間、人材派遣業者に委託して、3名程度のスタッフを派遣してもらい、マイナンバーカードの申請受付や、マイナポイントの取得に関わる手続きのサポートを行うほか、案内チラシの配布など、普及啓発活動への対応も予定しているとのことでした。

また、ごみ事業を増額補正する理由を問う質疑では、令和4年4月にごみ事業担当課の正職員を1名減らして、マイナンバー担当課に振り替える人事配置を行ったが、これに伴って、ごみ事業担当課で新たに雇用した会計年度任用職員1名分の経費については、補助金の対象となることから、補正予算を計上したものであるとのことでした。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

以上です。

○議長（辻本 馨君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第27号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第27号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、太子町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第28号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第28号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第29号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第29号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、太子町税条例等中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第30号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第30号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、太子町手数料徴収条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第31号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第31号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、太子町立公民館設置条例を廃止する条例制定の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第32号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第32号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第33号について、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第33号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第34号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

議案第34号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論を行います。

マイナンバーカードの利用を国民生活の様々な分野に拡大することは、個人情報の集中や国家による一元管理の危険が指摘されています。国民が望んでいるわけではない全員取得を押しつけるべきではありません。

役所に行かずにあらゆる行政手続きができることと利便性を強調いたしますが、デジタル機器を使いこなせない人が、行政サービスから取り残されるおそれがあります。住民が役場に行くのは、事務手続きのためではありません。

自治体情報システム標準化法では、標準化指標に基づき、全自治体の基幹業務システムを25年度末までに移行することを目指しています。デジタル庁は、このシステムの中での自治体の独自施策の運用方法も示してはいるものの、知事会、市長会、町村会など地方団体からは、行政事務に裁量の余地がなくなる懸念があり、地方の創意工夫を可能とする仕組みとすべき、自治体の負担とならないようにすべきなどの厳しい声が共通して上がっています。

デジタル化での住民情報利活用の足がかりとして、国はマイナンバーカードの普及をマイナポイントなどあの手この手で国民に押しつけようとしています。思うように進まないのは、1つは、マイナンバー制度が生活の中で役立つ実感がないからではないでしょうか。行政に提出する書類の枚数は減ったぐらいのことで、そのことによって一体どれほどの人が恩恵を受けたことでしょうか。

2つ目に、医療保険証や運転免許証など、様々な個人情報がひもづけされていくことへの国民の不安と個人情報の漏えいへの懸念があるからです。

更に行政のデジタル化とマイナンバーカード取得促進で、自治体の窓口の削減、廃止も狙われています。国が進める行政のデジタル化の結果、所得や資産、医療教育など、膨大なデータが政府に集中し、国家による個人情報の管理が進むこととなります。

マイナンバーカードの全国民取得をコロナ危機の中で推進する道理も必要性もありません。元々マイナンバー制度は、マイナンバー法第1条で、行政運営の効率化及び行政分野における、より公正な給付と負担の確保を目的としています。社会保障の給付と税、保険料の負担を個人ごとに分かるようにし、給付を抑制して国の財政や大企業の負担を減らすことを狙っています。根本的に是非を問い直すべき制度です。

政府が今なすべきことは、医療と暮らし、営業に対する根本的な支援です。それは太子町でも同様で、急ぐ必要のないマイナンバーカードの取得を推進させるための補正をするより先に、コロナで苦しい思いをしている住民のためのコロナ対策をいち早く進めるべきです。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、コロナ禍の中で急ぐ施策です。しかし、なぜ、補正、それも追加の補正でマイナンバーを普及させるための委託をしなければならないのでしょうか。コロナのように生死や生活がかかっているなどの切羽詰まったものでもありません。住民が必死になって望んでいるものではありません。

また、本当に派遣会社に委託していいのでしょうか。兵庫県尼崎市の委託先業者が、全市民約46万人分の名前や生年月日など、住民基本台帳の情報を記録したUSBメモリを紛失したとの報道がありました。委託業者に個人情報の塊ともいえるべきマイナンバーの業務を任せることへの不安はないのでしょうか。

住民の暮らしに役立つデジタル化は、否定するものではありません。ところが、自公政権が推し進めているデジタル改革は、国や地方自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利

活用を成長戦略と位置づけ、企業に開放し、もうけの種としていくための改革です。

この考えの下、政府が推し進めるマイナンバーカードについては、日本共産党は一貫して反対しておりますが、それにしても、マイナンバーカードが住民サービス向上に役立つものと考えているのであるならば、3月の当初予算計上が筋でしょうし、間に合わなかったとしても、6月議会の補正予算（第2号）で計上していてもよかったのではないのでしょうか。9月議会でも十分です。

今、地方自治体、太子町には、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する非常事態に急激な物価高騰が追い打ちをかけている下で、住民の命と暮らし、地域経済を守る役割の発揮が求められています。

ところが、自公政権はこうした地方の取組を支えるどころか、国民の命と暮らしを守る対策は無為無策のまま、新自由主義の地方行革を自治体に押しつけ、地方自治を壊す政策を進めています。国が決めたことだからといって無批判に受け入れていいのか、よく考えていただきたいと思います。

コロナ対策を先送りにしながら、社会保障・税番号制度促進事業を、6月議会、それも会期中の追加の補正に出すやり方、マイナンバー制度そのものが多くの問題を抱えていることから、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。

山田議員。

○9番（山田 強君） 議案第34号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

我が国では、今、国の最重要施策の1つとして社会のデジタル化が進められており、社会インフラの改革は待ったなしの状況にあります。マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも、安全、確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールで、健康保険証としての利用や薬剤、特定健診情報等の閲覧、公金受取口座の登録、新型コロナワクチンの接種証明書の取得など、その利活用シーンは拡大しており、太子町住民にも広くサービスを楽しんでいただくための取組を強化することは、行政として当然のことであると考えます。

本予算は、社会全体のデジタル化が強く求められる中、行政サービスの向上をはじめ、住民生活の利便性に資するマイナンバーカードの普及を促進するための経費のほか、コ

コロナ禍における物価高騰の影響を緩和するため、子育て世代への生活支援を目的とした給付金、また、住民の命と健康を守るため、4回目となる新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費を計上するなど、いずれも重要かつ緊急性が高く、住民福祉の増進に必要な事業に係る予算であり、また、全ての財源として国庫支出金を活用するなど、その編成にも工夫が見られます。

今後も、住民の生活に必要な不可欠な事業を確実に推進することを要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第34号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、議案第34号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第9、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、生涯学習施設建設調査特別委員長及び観光拠点整備特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る6月2日に開会して以来、本日までの23日間、提出されました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並び

に意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和4年第2回太子町議会定例会を閉会いたします。

(午前 9時59分 閉会)

○議長（辻本 馨君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和4年第2回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

6月2日に開会して以来、本日まで23日間の会期中、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご承認、ご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナワクチン接種についてご報告いたします。

現在、60歳以上及び18歳から59歳以下の基礎疾患がある人を対象とした4回目のワクチン接種に向けた準備を進めております。本町における集団接種や万葉ホールにおいて、7月17日を皮切りに、9月にかけて計5回実施する予定となっております。引き続き、富田林医師会との連携の下、接種を希望される方が安心して接種できるよう、迅速かつ丁寧な情報発信に努めながら、しっかりと取組を進めてまいります。

次に、7月1日のグランドオープンが目前に迫った「太子の森」についてでございます。6月30日には開館記念式典後に館内一般自由見学会を開催いたします。また、7月7日には、開館記念といたしまして、直木賞受賞作家の今村翔吾氏によるトークイベントを開催いたします。より多くの方に「太子の森」をお披露目できればと考えておりますので、ぜひ足を運んでいただければと思っております。

さて、昨年7月に公民連携デスクを立ち上げ、約1年が経過いたしました。この間、包括連携協定を6社、事業連携協定を7社と提携すると共に、SDGsの達成や、社会課題の解決に熱意を持って取り組む様々なステークホルダーの皆様と新たなパートナーシップを築きながら、ネットワークを拡げてまいりました。

特にスポーツの分野においては、昨年の東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、F.C.大阪様とのプロサッカー選手による子どもサッカー教室やサッカー観戦ツアー、太子ゴルフ観光様とのゴルフツーリズム、D I I I G（ディグ）様とのサイクルツーリズムなど、公民連携による取組を進めてきたところでございますが、今般6月16日に、東京2020オリンピックでも鮮やかに得点を決めた、本町出身でサ

サッカー、スコットランドリーグのセルティック所属、日本代表フォワードの前田大然選手を本町のPR大使に任命し、共に太子町を盛り上げていくこととなりました。

今後、前田選手には、PR大使として太子町の魅力を国内外に広く発信していただくと共に、未来を担う子どもたちや若者に夢と感動を与えられる社会の実現に向け、連携、協力をいただくこととなっております。

また、本町といたしましても、11月からカタールで行われるサッカーワールドカップをはじめ、様々な試合において、前田選手に活躍いただけるよう全力で応援してまいります。

このように、今後も、企業だけでなく、前田選手のようなプロスポーツ選手など、様々なステークホルダーの皆様とのパートナーシップを築きながら、私の公約である公民連携でSDGsとリンクしたまちづくりを加速させてまいります。

最後になりますが、これから梅雨の本番を迎えることとなり、日に日にすっきりしない暑苦しい天候が続くこととなります。議員の皆様におかれましても、参議院選挙がスタートしてお忙しいと思いますが、健康には十分ご留意され、引き続き町政発展のため、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） 本日はどうもご苦勞さまでございました。これにて散会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 辻 本 馨

太子町議会議員 中 村 直 幸

太子町議会議員 森 田 忠 彦